

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

川越栗橋線	路線名
久喜市菖蒲町三箇字大久保三七六五番 一地先から同市菖蒲町三箇字大久保三七六八番一地先まで	供用開始の区間
令和六年七月十二日	供用開始の期日
令和三年八月十三日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 一〇九・〇四メートル	備考